

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課）

項目名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。 【延長する課税の特例】 （1）～（3）は選択制（県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ） （1）投資税額控除（法人税） ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した認定事業者である青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるものの 8% ・機械及び装置の合計額が 100 万円を超えるもの 15% イ 法人税額の 20% 限度（繰越税額控除 4 年）、取得価額の上限 20 億円 ウ 対象となる建物附属設備等は、建物と同時に取得したものに限られる （2）特別償却（法人税、所得税） ア 1,000 万円を超える建物等 25%、100 万円を超える機械及び装置 50% イ 取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 （3）所得控除 ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、認定法人の認定特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40% に相当する金額を損金の額に算入（認定法人で法人設立後 10 年間） 【関係条文】 ・沖縄振興特別措置法 第 50 条 ・租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 36 条 ・租税特別措置法施行規則 第 5 条の 13、第 20 条の 16、第 21 条の 17 の 3 〈内閣府と共同要望〉	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （ ▲200 百万円） （ － 百万円）

新 を 設 必 要 と す る 理 由 延 長	(1) 政策目的 国際物流拠点関連産業の更なる集積と設備投資を促しながら域外搬出額を増加させ、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、沖縄は企業の立地には多額な初期投資や割高な物流コスト、サプライチェーンの構築など、安定的な経営を確立するための課題が多い一方で、アジアに近いという強みがあり、国際物流拠点関連産業の更なる集積と設備投資を促しながら域外搬出額を増加させる必要がある。		
今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	【政策（施策）】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政 策 の 達 成 目 標	租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、沖縄県内への国際物流拠点産業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、国際物流拠点関連産業の域外搬出額を増加させる。 ○達成目標 ・国際物流拠点関連産業の域外搬出額 令和 11 年度：1,178 億円 ・本特例措置活用事業者の設備投資額 令和 11 年度：18 億円 ・国際物流拠点関連産業の新規立地企業数 令和 11 年度：30 社 （算出方法） 令和 5 年度の一人当たり県民所得（231 万 5 千円）（実績）と令和 13 年度に 291 万円という値を基に必要な年平均増加額（7 万 4 千円）から、令和 11 年度の一人当たり県民所得 276 万円 1 千円を推計。 令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の国際物流拠点関連産業の域外搬出額の目標を 1,178 億円と設定。 これを基に令和 11 年度の国際物流拠点関連産業の域外搬出額を達成するために必要な目標投資額を 18 億円と設定。 令和 13 年度の国際物流拠点の集積を 300 社としており、そこから年平均の新規立地企業数を設定。 ○測定指標 ・国際物流拠点関連産業の域外搬出額 ・本特例措置活用事業者の設備投資額 ・国際物流拠点関連産業の新規立地企業数

		○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した新規立地企業の数を設定していた。 今回の要望では、令和4年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。		
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和12年3月31日までの3年間		
	同上の期間中の達成目標	○国際物流拠点関連産業の域外搬出額		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1,178億円	1,211億円	1,245億円
		○本特例措置活用事業者の設備投資額		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
		18億円	18億円	18億円
	政策目標の達成状況	○国際物流拠点関連産業の新規立地企業数		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
30社		30社	30社	
○過去の達成状況				
・国際物流拠点関連産業の域外搬出額				
令和4年度		令和5年度	令和6年度	
981億円		1,043億円	1,075億円	
・本特例措置活用事業者の設備投資額				
令和4年度		令和5年度	令和6年度	
1億円		21億円	39億円	
	・国際物流拠点関連産業の新規立地企業数			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	28社	8社	▲13社	
	※国際物流拠点関連産業の対象地域内において、新規に立地した企業に加えて撤退した企業も含まれているため令和6年度がマイナスとなっている。			
	要望の			

		措 置 の 適用見込み	今後、平年度で所得控除 1 件（74 百万円）、特別償却 3 件（148 百万円）、投資税額控除 21 件（208 百万円）の適用を見込む。
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本特例措置を通じて、沖縄県内への国際物流拠点産業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、国際物流拠点関連産業の域外搬出額を増加させる効果がある。 なお、国際物流拠点関連産業の設備投資や企業の新規立地により、国際物流拠点関連産業の域外搬出額は令和 4 年度から令和 6 年度において 94 億円増加した。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	○事業所税の資産割の課税標準の特例 ○事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 ○貿易手続きの簡素化及び下記の措置 ・国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 ・関税の課税物件の確定に関する特例措置（保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。）
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—
		要望の措置 の妥 当 性	国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該集積地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。 また、本特例措置は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値等の所定の要件を充足する事業者に限り本特例措置の適用を認めている。あわせて、措置実施期間中は毎事業年度に実施状況報告書の提出を義務付けており、事業者が策定した措置実施計画の進捗及び達成状況の把握が可能である。これにより、本制度には一定の規律が担保され、設備投資の効果が見込まれる事業者に対象が限定されている。したがって、本特例措置は、適用対象及び内容のいずれの観点からも必要最小限のものと考えられる。 ○適用実績が僅少な理由 (1) 所得控除 所得控除については、対象業種が 5 業種に限定されていることから適用できる企業は少ない。 しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。 (2) 特別償却 特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。 本特例措置の過去の適用件数は、投資税額控除の適用件数に比し少なくなっている。これは、直接的な税負担軽減効果のあ

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

(過去3年間の適用実績)

(単位：件、百万円)

項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
所得控除	適用件数	2	1	0
	減収額	46	11	0
投資税額控除	適用件数	11	7	9
	減収額	318	196	362
特別償却	適用件数	4	1	0
	減収額	27	1	0

※令和5年度～6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）における実績、令和7年度は沖縄県調査に基づいて算出。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

(過去3年間の適用実績)

(単位：件、百万円)

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
所得控除	適用件数	3	2	1
	適用額	173	197	48
投資税額控除	適用件数	12	11	7
	適用額	52	318	196
特別償却	適用件数	2	4	1
	適用額	16	117	5

※根拠条文：42の9、45、60

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

本特例措置を通じて、沖縄県内への国際物流拠点産業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、国際物流拠点関連産業の域外搬出額を増加させる効果がある。

令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、本特例措置活用事業者の設備投資額は、令和4年度から令和6年度までの合計61億円であり、その投資による効果として令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値増加分は約12億円であることから、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。

前回要望時の達成目標

令和8年度までに次の目標を達成する。

- 国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を10社とする。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

令和4年度から令和7年度に立地した企業で本特例措置を活用した企業数は14社となっており、目標は達成されている。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
企業数(社)	2	7	3	2	14

これまでの 要望経緯	平成10年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 平成14年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成19年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成24年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 平成26年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） 平成29年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和元年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和3年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和4年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象地域の追加等） ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 令和7年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充・縮減（対象地域の追加等）
-----------------------	---

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに国際物流拠点関連産業の域外搬出額、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和4年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和4～5年度（2年間）】：達成
- 長期【令和4～6年度（3年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナの拡大によって県の経済全体が落ち込み、事業者が設備投資や沖縄県への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追いついていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

そこで、今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、主務大臣制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和5年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和13年度時点の一人当たり県民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、設備投資による国際物流拠点関連産業の高付加価値化及び事業規模の拡大並びに新規立地企業の増加により、国際物流拠点関連産業の域外搬出額向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値。